ACSES ニュースレター_２０７１号（2021 年４月１日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・食中毒統計資料〈厚生労働省〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドラインを改訂しました〈経済産業省〉
・プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドラインの解説書を作成しました〈経済産業省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２９報）〈厚生労働省〉
[大災害対策]
・災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集（令和 3 年 3 月）〈文部科学省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 平成 31 年度（令和元年度）水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告について〈環境省・経済産業省〉
[4] ダイオキシン類
◇ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）について〈環境省〉
◇令和元年(2019 年)度ダイオキシン類に係る環境調査結果について〈環境省〉
◇令和元年(2019 年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について〈環境省〉
[5] 大気汚染状況
◇令和元年度　大気汚染状況について〈環境省〉
◇令和元年度 大気環境における放射性物質のモニタリング結果について〈環境省〉
◇「大気中の有機粒子の各種毒性に対する発生源別寄与の解明」(平成 29～令和元年度)国立環境研究所研究プロジェクト報告の刊行について(お知らせ)〈国立環境研究所〉
[6] 健康安全
◇「令和２年度職場のメンタルヘルスシンポジウム～ラインによるケアの実践～」をオンラインで公開します〈厚生労働省〉
[7] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 食品安全衛生関係
◇食事由来のアクリルアミド摂取と血液・リンパのがん罹患との関連について〈国立がん研究センター〉
◇フラボノイドの豊富な果物の摂取と脳卒中発症リスクとの関連〈国立がん研究センター〉
[9] 廃棄物関係
◇一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和元年度）について〈環境省〉
◇令和元年度海洋ごみ調査の結果について〈環境省〉
[10] 温暖化対策関係

著莪（射干、シャガ、胡蝶花）

◇2019 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況について<環境省>
◇「気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書」の取りまとめについて<環境省>
◇「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」～日本において再エネを活用する企業のためのスコープ 2 ガイダンスへの対応～を改定しました<経済産業省>
[11] 環境安全関係
◇「生物季節観測」の発展的な活用に向けた試行調査の開始について<環境省>
◇環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について：３件<環境省>
[12] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］７件　　［公募結果、意見募集結果］　９件　　［調査結果］　４件
[13] その他省庁発表　　２件
[14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　１件　　［開催記録、報告、資料等］　１件

****
[1] ***化学物質関係事故、事件関係***
◇***その他の事故、事件***
・**食中毒統計資料**
＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html
過去の食中毒発生状況および食中毒事件一覧に、令和 2 年（2020 年）食中毒発生状況のまとめと発生状況が掲載された。**化学物質が原因で食中毒となった事例 16 件**。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドラインを改訂しました
＜経済産業省　2021 年 3 月 30 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210330002/20210330002.html?from=mj
---
・プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドラインの解説書を作成しました
＜経済産業省　2021 年 3 月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210331005/20210331005.html?from=mj
---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２９報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17804.html

１　自治体の検査結果

札幌市、岩手県、宮城県、仙台市、宇都宮市、千葉県、千葉市、文京区、江戸川区、横浜市、新潟県、三重県、京都市、大阪市、豊中市、枚方市、香川県、吹田市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　１件

No.617　　山形県産　　コシアブラ　　（Ｃｓ：250 Bq/kg ）

[大災害対策]

・災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集（令和 3 年 3 月）

＜文部科学省　2021 年 3 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af15acwRn6l25obN

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 31 日版）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17801.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17818.html

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17815.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・変異株感染、累計 1200 人に　専門家「今後も拡大予想」

＜朝日新聞　2021 年 4 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP307DPMP30ULBJ00X.html

・ブラジルで新たな変異株＝南アフリカ型に似た特徴―新型コロナ

＜時事通信　2021 年 4 月 1 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2537545

・仏、全土で学校閉鎖　店舗休業、移動制限拡大―新型コロナ

＜時事通信　2021 年 4 月 1 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021040100299&g=int

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について～新型コロナウイルス感染症対策～

＜厚生労働省　2021 年 4 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

・第 28 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 3 月 31 日）の資料を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00216.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html
・新型コロナワクチンに関する厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の多言語対応について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17749.html
・「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」
＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html
・１２～１５歳でワクチン予防効果「１００％」、ファイザーが使用許可要請へ
＜読売新聞　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20210331-OYT1T50245/
・「国産ワクチン」いつ打てる？　アストラゼネカに聞いた
＜朝日新聞　2021 年 4 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP305S3TP30ULFA019.html?iref=comtop_7_05

◇大学等関係

・京都産業大の卒業生ら 13 人コロナ感染　ゲストハウス貸し切り、サークル宴会
＜京都新聞　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/540073
　京都産業大（京都市北区）は３１日、サークルの宴会に参加した卒業生ら２０人のうち同日時点で男女１３人が新型コロナウイルスに感染したとホームページで発表した。今月２０日の卒業式後に京都市内のゲストハウス１棟を貸し切り、２０日夜から飲食し、参加者の一部が翌朝まで宿泊したという。
　大学は春休み中の学生の感染を防ぐため、２月に懇親会や飲み会への参加自粛を通達。卒業生同士による飲食は少人数でも控えるよう注意喚起していた。

◇マスコミ報道　見出し

・「まん延防止等重点措置」大阪に適用へ 宮城・兵庫も調整 政府
＜NHK　2021 年 4 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210401/k10012948881000.html
****

[3] 平成 31 年度（令和元年度）水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告について
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109437.html
＜経済産業省　2021 年 3 月 30 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210330004/20210330004.html?from=mj
水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）が平成29年8月16日に発効したことを受け、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）が同日付けで施行されました。
水銀汚染防止法では、水銀のライフサイクル全体を包括的に規制する水俣条約の的確な実施を確保するため、水銀及び水銀化合物（以下「水銀等」という。）を貯蔵する者及び水銀含有再生資源を管理する者に対し、水銀等による環境の汚染を防止するために適正な措置を講じることを求めています。
また、水銀等を一定量以上貯蔵した者及び水銀含有再生資源を管理した者は、上記に加えて、貯蔵や管理の状況等について、主務大臣に定期的に報告しなければなりません。
今般、水銀汚染防止法施行後3回目の報告となる、平成31年度（令和元年度）水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告がまとまりましたので、その結果を公表します。また、令和2年2月14日（金曜日）に発表しました「平成30年度水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告について」の内容に一部に修正がありますので、併せてお知らせします。
1. 背景
水銀等は様々な排出源から環境中に排出され、分解されることなく地球上を循環し、食物連鎖により生物中にも蓄積すること等から、世界規模での水銀汚染対策を推進するため、水俣条約が2013年に我が国で開催された外交会議で採択されました。
水俣条約は、水銀の採掘から貿易・使用・排出・放出・廃棄等に至るライフサイクル全体を包括的に規制するものであり、

我が国は、同条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、新たに制定した水銀汚染防止法を含む様々な法律に基づく措置を総合的かつ計画的に講じています。
水銀汚染防止法は、貯蔵する水銀等による環境の汚染を防止するため、水銀等の貯蔵者に対し、「水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）」を勘案して、水銀等が飛散・流出しないようにする等の適切な措置の実施と、貯蔵の状況に関する報告書の主務大臣への定期報告を求めています。
また、水銀含有再生資源 管理者に対しては、「水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）」を勘案し、水銀含有再生資源が飛散・流出しないようにする等の適切な措置の実施と、管理の状況に関する報告書の主務大臣への定期報告を求めています。
2．報告制度の概要
（1）水銀等の貯蔵に関する報告
水銀等の種類ごとに一年度において事業所ごとに貯蔵した水銀等の最大量が30 kg以上である場合には、水銀汚染防止法第22条に基づき、事業所ごとに貯蔵の状況 に関する報告書を翌年度の6月末までに主務大臣に提出する必要があります。
（2）水銀含有再生資源の管理に関する報告
一年度において水銀含有再生資源の保管等の管理を行った場合（管理を外部に委託した場合を含む。）には、水銀汚染防止法第24条に基づき、事業所ごとに管理の状況 に関する報告書を翌年度の6月末までに主務大臣に提出する必要があります。
3．平成31年度（令和元年度）の報告に関する結果の概要（詳細は別添資料参照）
水銀汚染防止法施行後3回目の報告となる平成31年度（令和元年度）の結果概要は以下のとおりです。なお、当該報告の対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までです。
（1）水銀等の貯蔵
水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で79事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は計47,915.0kgでした。
水銀等の種類別の内訳は、水銀の貯蔵に関する報告が計73件、硫化水銀の貯蔵に関する報告が計7件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が1事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）の貯蔵に関する報告はありませんでした。また、水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置の実施についても確認しました。
（2）水銀含有再生資源の管理
水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で240事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源は「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム 」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等でした。
水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の種類別の内訳は、非鉄金属製錬スラッジが9件で計408,998.0 kg（湿重量）、歯科用アマルガムが192件で計82.9 kg（湿重量）及び計111.6 kg（乾重量）、分析用途で使用された水銀が17件で計1,430.4 kg（湿重量）及び計9.5 kg（乾重量）、製品から回収された水銀が7件で111.8 kg（湿重量）、酸化銀電池が14件で計636.0 kg（湿重量）及び計1,179.5 kg（乾重量）、その他の水銀含有再生資源が3件で計836.6 kg（湿重量）でした（なお、事業所によって複数の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と水銀含有再生資源の報告件数の合計値は異なっています。）。また、水銀含有再生資源を環境上適正に管理するための措置の実施についても確認しました。
4．平成30年度の報告に関する結果の修正
平成30年度の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告結果について、その報道発表以降に追加報告等の提出がありましたので、以下のとおり修正します（修正箇所は赤字斜体）。
（1）水銀等の貯蔵
水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で*91*事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は計*40,452.0*kgでした。
水銀等の種類別の内訳は、水銀の貯蔵に関する報告が計*85*件、硫化水銀の貯蔵に関する報告が計7件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が1事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）の貯蔵に関する報告はありませんでした。また、水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置の実施についても確認しました。

（2）水銀含有再生資源の管理

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で*855*事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源は「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等でした。

水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の種類別の内訳は、非鉄金属製錬スラッジが*10*件で計*426,230.0* kg（湿重量）、歯科用アマルガムが*802*件で計32.5 kg（湿重量）及び計*231.6* kg（乾重量）、分析用途で使用された水銀が*18*件で計*1,731.3* kg（湿重量）及び計12.5 kg（乾重量）、製品から回収された水銀が*7*件で*131.8* kg（湿重量）、酸化銀電池が15件で計1,309.0kg（湿重量）及び計870.0 kg（乾重量）、その他の水銀含有再生資源が*5*件で計*338.0* kg（湿重量）でした（なお、事業所によって複数の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と水銀含有再生資源の報告件数の合計値は異なっています。）。また、水銀含有再生資源を環境上適正に管理するための措置の実施についても確認しました。

5. 平成29年度の報告に関する結果の修正

平成29年度の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告結果について、その報道発表以降に追加報告等の提出がありましたので、以下のとおり修正します（修正箇所は赤字斜体）。

（1）水銀等の貯蔵

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で*92*事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は計*46,352.3*kgでした。水銀等の種類別では、水銀の貯蔵に関する報告が計*87*件、硫化水銀の貯蔵に関する報告が計6件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が1事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）の貯蔵に関する報告はありませんでした。また、水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置の実施についても確認しました。（2）水銀含有再生資源の管理

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で *561* 事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源は「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等でした。

水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の種類別の内訳は、非鉄金属製錬スラッジが *9* 件で計 *246,627.0*kg（湿重量）、歯科用アマルガムが 509 件で計 64.2 kg（湿重量）及び計 777.0 kg（乾重量）、分析用途で使用された水銀が *20* 件で計 *2,916.8*kg（湿重量）及び計 22.0kg（乾重量）、製品から回収された水銀が *5* 件で計 *168.2*kg（湿重量）、酸化銀電池が 16 件で計 5,175kg（湿重量）及び計 3,312.0kg（乾重量）、その他の水銀含有再生資源が 4 件で計 *735.3*kg（湿重量）でした（なお、事業所によって複数の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と水銀含有再生資源の報告件数の合計値は異なっています。）。また、水銀含有再生資源を環境上適正に管理するための措置の実施についても確認しました。

関連資料

平成31年度（令和元年度）　水銀等の貯蔵に関する報告の集計結

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210330004/20210330004-1.pdf

平成31年度（令和元年度）　水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210330004/20210330004-2.pdf

****

[4] *ダイオキシン類*

◇*ダイオキシン類の排出量*の目録（排出インベントリー）について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109404.html

我が国のダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）について、令和元年(2019 年)の結果を取りまとめたのでお知らせします。(詳細は添付資料 1 参照)

令和元年の排出量は、103～105g-TEQ/年となっており、平成 30 年(2018 年)の排出量（117～119g-TEQ/年）に比べ減少しています。

ダイオキシン類対策特別措置法第 33 条第 1 項に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成 24 年環境省告示第 115 号)において、ダイオキシン類削減目標量(大気への排出のうち火葬場、たばこの煙、自動車排出ガスを除く。）は、当面の間、176g-TEQ/年とされています。令和元年の削減目標量

に対する排出量は101g-TEQ/年で、この目標量を下回っております。

１．排出インベントリーについて

ダイオキシン類対策特別措置法第33条第１項の規定に基づき定められた削減計画において、国はダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）を作成し、公表することとされています。同法に基づくダイオキシン類（ＰＣＤＤ、ＰＣＤＦ、コプラナーＰＣＢ）を対象に、令和元年の排出量について取りまとめました。

２．対象発生源

環境への排出が現に認められているものであって、排出量の推計が可能なものを対象発生源としました。

３．排出量の推計結果

ダイオキシン類の排出インベントリーとして取りまとめた結果の概要は、添付資料２別表１及び添付資料３図１のとおりです。年々排出総量は減少していましたが、令和元年の排出量は103～105g-TEQ/年となっており、平成30年の排出量（117～119g-TEQ/年）に比べて減少しています。

排出量に幅があるのは、２種類の推計方法で推計している発生源があることによります（排出原単位として、算術平均と幾何平均の２種類で計算しているため）。

４．削減目標の達成評価

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく削減計画において、ダイオキシン類削減目標量(大気への排出のうち火葬場、たばこの煙、自動車排出ガスを除く。）は、当面の間、176g-TEQ/年とされています。令和元年の削減目標量に対する排出量（101g-TEQ/年）は、当該目標量を大きく下回っております。

（参考）

TEQ（毒性等量）とは：

毒性が明らかになっている29種類のダイオキシン類について、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を１として換算し、足し合わせた値。

添付資料１　ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）（本文）

https://www.env.go.jp/press/R1inventorytenpusiryo1%28honbun%29.pdf

添付資料２　ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）（概要）

https://www.env.go.jp/press/R1inventorytenpusiryo2%28gaiyo%29.pdf

添付資料３　ダイオキシン類の排出総量の推移

https://www.env.go.jp/press/R1inventorytenpisiyo3%28suii%29.pdf

---

◇令和元年(2019年)度ダイオキシン類に係る環境調査結果について

＜環境省　2021年3月30日＞　https://www.env.go.jp/press/109407.html

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和元年度に国及び地方公共団体が実施した、全国の大気、水質（水底の底質を含む。）、地下水質及び土壌のダイオキシン類に係る環境調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。(詳細は添付資料１参照)

１．調査の概要

各環境媒体における調査地点数及び検体数は以下のとおりです。

（１）大気　　：621地点（1,816検体）
（２）公共用水域水質：1,411地点（1,826検体）
（３）公共用水域底質：1,179地点（1,253検体）
（４）地下水質　　：498地点（ 506検体）
（５）土壌　　：825地点（ 825検体）

２．調査結果の概要

各環境媒体における調査結果概要は表１のとおりです（総括表は添付資料２参照、年度毎の推移については添付資料３参照、継続的な調査地点における推移については添付資料４参照）。

大気、地下水質及び土壌では、全ての地点で環境基準を達成していましたが、公共用水域の水質・底質では、それぞれ環境基準を超過した地点がありました。

表１　令和元年度ダイオキシン類に係る環境調査結果概要

環境媒体	地点数	環境基準超過地点数	平均値*	濃度範囲*
大気**	621 地点	0 地点(0.0%)	0.017 pg-TEQ/m^3	0.0025 ～ 0.24 pg-TEQ/m^3
公共用水域水質	1,411 地点	19 地点(1.3%)	0.19 pg-TEQ/L	0.010 ～ 3.5 pg-TEQ/L
公共用水域底質	1,179 地点	5 地点(0.4%)	6.4 pg-TEQ/g	0.014 ～ 520 pg-TEQ/g
地下水質***	498 地点	0 地点(0.0%)	0.047 pg-TEQ/L	0.0085 ～ 0.31 pg-TEQ/L
土壌****	825 地点	0 地点(0.0%)	3.0 pg-TEQ/g	0 ～ 210 pg-TEQ/g

*: 平均値は各地点の年間平均値の平均値であり、濃度範囲は年間平均値の最小値及び最大値である。
**: 大気については、全調査地点（667 地点）のうち、夏季・冬季を含む年２回以上の調査が実施された 621 地点についての結果であり、環境省の定点調査結果及び大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。
***: 地下水質については、環境の一般的状況を調査（概況調査）した結果であり、汚染の継続監視等の経年的なモニタリングとして定期的に実施される調査等の結果は含まない。
****:土壌については、環境の一般的状況を調査（一般環境把握調査及び発生源周辺状況把握調査）した結果であり、汚染範囲を確定するための調査等の結果は含まない。
なお、簡易測定法による８地点８検体のデータは、平均値、濃度範囲の算出の対象外である。
このほかに、土壌では継続モニタリング調査(１区域１地点、１検体)が実施された。

３．今後の取組

今後も、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境中への排出の低減、環境調査の適切な実施等に努めます。

添付資料１　令和元年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（本文）
https://www.env.go.jp/press/R1kankyochosatenpusiryo1%28honbun%29.pdf
添付資料２　令和元年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（総括表）
https://www.env.go.jp/press/R1kankyochosatenpusiryo2%28sokatsuhyo%29.pdf
添付資料３　年度別調査地点数及び濃度推移
https://www.env.go.jp/press/R1kankyochosatenpusiryo3%28nodosuii%29.pdf
添付資料４　継続調査地点におけるダイオキシン類の濃度（平均値）の推移
https://www.env.go.jp/press/R1kankyochosatenpusiryo4%28heikinsui%29.pdf

---

◇令和元年(2019 年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109406.html

都道府県等 126 地方公共団体からの報告に基づき、平成 31 年(2019 年) ４月１日から令和２年(2020 年) ３月 31 日までを対象に、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）の施行状況を取りまとめましたのでお知らせします（詳細は添付資料参照)。

１．特定施設数（鉱山保安法等他法で取り扱われる施設を含む。）

大気基準適用施設、水質基準対象施設ともに、特定施設数は前年度から減少しています。(括弧内は平成 30 年度末の特定施設数)

	大気基準適用施設	水質基準対象施設

特定施設数	8,510（8,690）	3,476（3,490）

２．規制事務実施状況

大気基準適用施設について、前年度と比較すると、立入検査件数、指導件数は増加しましたが、命令件数は減少しました。水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置される特定事業場）について、前年度と比較すると、立入検査件数、命令件数、指導件数はすべて増加しました。（括弧内は平成30年度の件数）

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
立入検査件数	3,699（3,410）	790（ 748）
命令件数注1）	12（ 24）	2（ 0）
指導件数注2）	1,123（1,056）	184（ 74）

注１）法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第１項）。

注２）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第１項）、並びに措置命令（法第23条第３項、瀬戸内海環境保全特別措置法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

３．設置者による測定結果報告状況

大気基準適用施設設置者による排出ガス、水質基準適用事業場設置者による排出水の測定結果の報告件数は下表のとおりです。

未報告の件数は、報告期限前の１年間を通じて全く稼働実績がない休止状態の施設・事業場（大気基準適用施設1,740施設、水質基準適用事業場60事業場）を含みます。稼働しているが未報告の施設・事業場の設置者に対しては、地方自治体による口頭指導、文書指導が行われています。

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告対象数	8,420	582
報告件数	6,162	499
未報告件数	2,243	83

４．土壌汚染対策の状況

令和元年度に対策地域の指定が行われた件数は0件でした。また、令和元年度末現在、対策地域に指定されている件数は3件でした。

令和元年度に対策地域の指定が行われた件数	0
令和元年度末現在、対策地域に指定されている件数注3）	3

注３）令和元年度末現在、対策地域に指定されている３件全てについて、
対策計画に基づく対策事業を実施済み。

添付資料

令和元年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況（本文）

https://www.env.go.jp/press/R1sekojokyo%28honbun%29.pdf

****

[5] 大気汚染状況

◇令和元年度　大気汚染状況について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109397.html

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 22 条に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市において大気汚染状況の常時監視が行われており、環境省においても大気環境モニタリングを行っています。今般、令和元年度における常時監視測定結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

１．調査の概要

（１）大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く。）に係る常時監視

対象物質は、環境基準が設定されている６物質です。令和元年度末時点の測定局数は全国で 1,846 局であり、内訳は一般環境大気測定局（国設局を含む。以下「一般局」という。）が 1,446 局、自動車排出ガス測定局（国設局を含む。以下「自排局」という。）が 400 局です。

（２）有害大気汚染物質等に係る常時監視

対象物質は、環境基準が設定されている４物質、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下「指針値」という。）が設定されている 11 物質、そのどちらも設定されていないその他の有害大気汚染物質として６物質の計 21 物質です。環境基準及び指針値の達成の評価に有効な測定地点（月１回以上の頻度で１年間測定した地点）は、物質に応じて 278～399 地点でした。

２．測定結果の概要

（１）大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く。）に係る常時監視測定結果（別添１）

① 微小粒子状物質（PM2.5）

環境基準達成率は、一般局で 98.7%、自排局で 98.3%（平成 30 年度　一般局：93.5%、自排局：93.1%）であり、平成 30 年度に比べて、一般局、自排局ともに改善しました。地域別の環境基準達成率の傾向をみると、非達成局は中国・四国地方の瀬戸内海に面する地域、九州地方の有明海に面する地域に集中しています。

全測定局の年平均値は、一般局で 9.8μg/m^3、自排局で 10.4μg/m^3 であり、平成 25 年度以降緩やかな改善傾向が続いています。

季節別の濃度の傾向をみると、令和元年度は５月の平均値が最も高く、１月の平均値が最も低くなった一方、令和元年５月の全国、令和２年２月の九州において、日平均値が 35μg/m^3 を超過した日数が多くありました。

② 光化学オキシダント（Ox）

環境基準達成率は、一般局で 0.2%、自排局で０%（平成 30 年度　一般局：0.1%、自排局：０%）であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっています。

また、昼間の日最高１時間値の年平均値については、近年、一般局、自排局ともにほぼ横ばいで推移しています。

光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標※を用いて、注意報発令レベルの超過割合が多い地域である関東地域や阪神地域などの域内最高値の経年変化をみると、平成 18～20 年度頃から域内最高値は低下傾向でしたが、近年ではほぼ横ばいで推移しています。

光化学オキシダント注意報等の発令状況は、発令都道府県数が 33 都府県、発令延日数が 99 日であり、平成 30 年（19 都府県、80 日）と比較して、いずれも増加しました。３年移動平均値によって注意報等の発令状況の経年変化をみると、発令延日数は近年ほぼ横ばいで推移しています。

光化学大気汚染によると思われる被害の届出は、９県で 337 人であり、平成 30 年の１県で 13 人と比較して、被害届出人数が増加しました。

※光化学オキシダント濃度８時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の３年平均値

③ その他の大気汚染物質

二酸化窒素（NO_2）の環境基準達成率は、一般局で 100%、自排局で 100%（平成 30 年度　一般局：100%、自排局：99.7%）でした。

浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率は、一般局で 100%、自排局で 100%（平成 30 年度　一般局：99.8%、自排局：100%）でした。

二酸化硫黄（SO_2）の環境基準達成率は、一般局で 99.8%、自排局で 100%（平成 30 年度 一般局：99.9%、自排局：100%）でした。

一酸化炭素（CO）の環境基準達成率は、一般局、自排局とも 100%（平成 30 年度　一般局：100%、自排局：100%）でした。
なお、いずれの大気汚染物質においても、年平均値については、近年、一般局、自排局ともに緩やかな低下傾向がみられます。
（２）有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果（別添２、別添３、別添４）
環境基準については、設定されている４物質について、全ての地点で達成していました。指針値については、設定されている 11 物質の内、９物質は全ての地点で達成していましたが、ヒ素及びその化合物は固定発生源周辺６地点、マンガン及びその化合物は固定発生源周辺２地点で指針値を超過していました。
３．今後の対応
環境省においては、引き続き環境基準の達成・維持に向けて、工場・事業場からの排出抑制対策、自動車排出ガス対策、低公害車の普及等を総合的に推進していきます。
PM2.5 及び Ox については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ（平成 27 年３月）及び今後の対策に向けた令和２年度までの３年間の検討・実施スケジュールに基づき、PM2.5 及び Ox の原因物質である各種の大気汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施してまいりました。引き続き、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に取り組み、その進捗状況に応じて追加的な対策を検討していきます。
有害大気汚染物質等については、化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）による排出量データ及び有害大気汚染物質モニタリング調査結果等により、排出量や大気環境濃度等を継続的に検証・評価し、地方公共団体及び関係団体等との連携の下、対策を推進していきます。

◇令和元年度 大気環境における放射性物質のモニタリング結果について
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109398.html
環境省では、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 22 条第３項に基づき、放射性物質による大気汚染状況の常時監視（モニタリング）を行っています。今般、令和元年度のモニタリング結果を取りまとめましたのでお知らせします。全国の測定地点（309 地点）の空間放射線量率は、過去の調査結果と比べて特段の変化は見られませんでした。
１．大気汚染防止法に基づく放射性物質のモニタリング
環境省では、大気汚染防止法に基づき、放射性物質による大気汚染状況の常時監視（モニタリング）を行っています。
具体的には、環境省が離島等で実施している環境放射線等モニタリング調査における測定結果及び原子力規制委員会が各都道府県で実施している環境放射能水準調査等における測定結果を取りまとめています。
測定は、放射性物質の放射線量（空間放射線量率）及び大気浮遊じんの放射能濃度並びに大気浮遊じん及び大気降下物中の核種分析を行っており、このうち、環境省が行っている空間放射線量率並びに大気浮遊じんの全アルファ及び全ベータ放射能濃度等の測定結果については、随時、速報値としてインターネット上で公表しています。
https://housyasen.env.go.jp/
なお、令和元年度に、環境省が環境放射線等モニタリング調査において行った大気浮遊じんの全アルファ及び全ベータ放射能濃度並びに土壌及び陸水の核種分析の調査結果を含めた調査結果の詳細は、以下の環境省ホームページに掲載しています。　https://www.env.go.jp/air/rmcm/conf_cm3.html
２．測定結果の概要
（１）測定期間
平成 31 年４月１日から令和２年３月 31 日まで
（２）測定項目
ア　空間放射線量率
イ　核種分析（大気浮遊じん、大気降下物）
（３）測定地点
ア　空間放射線量率
309 地点（環境放射線等モニタリング調査 10 地点、環境放射能水準調査等 299 地点）
イ　核種分析
①大気浮遊じん

58 地点（環境放射線等モニタリング調査 10 地点、環境放射能水準調査 48 地点）
②大気降下物
51 地点(環境放射線等モニタリング調査４地点、環境放射能水準調査 47 地点)
（４）評価方法
・空間放射線量率、大気浮遊じん及び大気降下物の核種分析のデータを対象として、降雨等の気象データを参考に、直近の過去３年間（平成 28 年４月～平成 31 年３月）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の前３年間（平成 20 年１月～平成 22 年 12 月）の調査結果と比較し評価を行いました。
・得られたデータの最大値、最小値及び平均値を求め、変動範囲を確認しました。
（５）測定結果と評価
ア　空間放射線量率
①全国の空間放射線量率の範囲は、0.006～1.072μSv/h[注1]（マイクロシーベルト毎時）でした。今回の調査結果は、過去の調査結果（過去３か年度及び東日本大震災以前のデータ）と比べて特段の変化は見られませんでした。[注2]
②全国 309 地点のうち、過去の調査結果（過去３ヵ年度及び東日本大震災以前のデータの両方）と比べて最大値が高かった 55 地点については、降雨が確認されており、一時的な上昇であることから自然現象に伴う空間放射線量率の変動と考えられます。
③原発事故後に空間放射線量率が上昇した東北及び関東の地点については、空間放射線量率の平均値は過去３か年度の調査結果と比べて減少若しくは同等となっています。
（注１）本公表では、1Gy/h（グレイ毎時）=1Sv/h（シーベルト毎時）と換算して表示しています。
（注２）「特段の変化」とは、今回の測定結果が、直近の過去３年間（平成 28 年４月から 31 年３月）及び原発事故前３年間（平成 20 年１月から 22 年 12 月）の調査結果と比較してその両方を著しく外れた値（移設等による周辺環境の変化に伴う値の変化を除く）を示すことを指し、こうした変化がないことを専門的評価を受けて確認したものです。
イ　核種分析
大気浮遊じん
・γ線スペクトロメトリーによって大気浮遊じんを分析した結果、一部の調査地点では、人工放射性核種であるセシウム 134 及びセシウム 137 がわずかに検出されたものの、ほぼ全ての地点において検出限界値を下回りました。
・大気浮遊じんを分析した結果は、概ね過去の調査結果と比べて特段の変化は見られなかったことから、新たな事象による人工放射性核種の影響は認められなかったものと考えられます。
大気降下物
・γ線スペクトロメトリーによって大気降下物を分析した結果、一部の調査地点では、人工放射性核種であるセシウム 134 及びセシウム 137 が検出されたものの、ほとんどの地点において検出限界値を下回るかあるいはわずかの検出でした。
・大気降下物を分析した結果は、概ね過去の調査結果と比べて特段の変化は見られなかったことから、新たな事象による人工放射性核種の影響は認められなかったものと考えられます。
３．今後の予定
　環境省では、令和２年度も引き続き、全国の離島等の 10 地点において大気環境における放射性物質のモニタリングを実施中です。この結果については、原子力規制委員会が各都道府県において実施している環境放射能水準調査等と合わせて令和４年３月に公表する予定です。
添付資料
別添1：全国の空間放射線量率（平成31年4月～令和２年3月）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115946.pdf
別添2：全国の大気浮遊じんの核種分析結果（平成31年4月～令和２年3月）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115947.pdf
別添3：全国の大気降下物の核種分析結果（平成31年4月～令和２年3月）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115948.pdf
別添4 測定所の位置図
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115949.pdf

◇「大気中の有機粒子の各種毒性に対する発生源別寄与の解明」(平成 29～令和元年度)国立環境研究所研究プロジェクト報告の刊行について(お知らせ)

＜国立環境研究所(NIES)　2021 年 3 月 26 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20210326-2/20210326-2.html

****

[6] *健康安全*

◇「令和２年度職場のメンタルヘルスシンポジウム～ラインによるケアの実践～」をオンラインで公開します

＜厚生労働省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17399.html

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「令和２年度職場のメンタルヘルスシンポジウム」を、３月 31 日（水）からオンラインで公開します（視聴無料)。

今回のシンポジウムでは、「ラインによるケアの実践」についての基調講演のほか、企業の担当者を迎えて、取り組み事例の紹介やパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、「ラインによるケアの効果的な実施に向けて」と題して、組織づくりや個別のコンサルテーション・相談対応のほか、コロナ禍における取り組みや工夫を紹介しています。

【シンポジウム概要】

■プログラム

１　基調講演

「ラインによるケアの実践～管理監督者が取り組みやすくなる工夫～」

桜美林大学リベラルアーツ学群 教授　　種市　康太郎　氏

２　事例発表（メンタルヘルス対策に取り組んでいる企業からの実践報告)

オムロンエキスパートリンク株式会社

総務センター 東日本エリア統括部 東京事業所 所長　久保　文彦　　氏

株式会社商船三井 医務室 公認心理師　　割澤　靖子　　氏

株式会社エクサ 健康相談室 保健師　　白田　千佳子　氏

３　パネルディスカッション

「ラインによるケアの効果的な実施に向けて」

コーディネーター：種市　康太郎氏

パネリスト　　：久保　文彦氏、割澤　靖子氏、白田　千佳子氏

■オンライン公開ページ

https://kokoro.mhlw.go.jp/mental_sympo/2020/（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」内)

****

[7] *農薬*

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 3 月 30 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm

****

[8] *食品安全衛生関係*

◇食事由来のアクリルアミド摂取と血液・リンパのがん罹患との関連について

＜国立がん研究センター　2021 年 3 月 26 日＞　https://epi.ncc.go.jp/jphc/outcome/8656.html

---

◇フラボノイドの豊富な果物の摂取と脳卒中発症リスクとの関連

＜国立がん研究センター　2021 年 3 月 26 日＞　https://epi.ncc.go.jp/jphc/outcome/8657.html

****

[9] *廃棄物関係*

◇一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和元年度）について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109290.html

環境省は令和３年３月 30 日に、令和元年度における全国の一般廃棄物（ごみ及びし尿）の排出及び処理状況等の調査結

果を取りまとめました。なお、平成 23 年度から国庫補助による災害廃棄物の処理量、経費等を除いております。
（主な結果）
・ごみ総排出量は 4,274 万トン（東京ドーム約 115 杯分）、１人１日当たりのごみ排出量は 918 グラム。
・ごみ総排出量、１人１日当たりのごみ排出量ともに横ばい。
・最終処分量は前年比 1.1％減少。リサイクル率も減少。
・ごみ焼却施設数は減少（1,082 施設→1,067 施設）。
・発電設備を有するごみ焼却施設数は全体の 36.0％であり、昨年度の 35.0％から増加。
・ごみ焼却施設における総発電電力量は増加（9,981GWh、約 336 万世帯分の年間電力使用量に相当）。
・発電設備を有するごみ焼却施設数、ごみ焼却施設における総発電電力量ともに増加。
・最終処分場の残余容量と最終処分場の数は概ね減少傾向にあり、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況。
・ごみ処理事業経費はわずかに減少。

１．ごみの排出・処理状況

（１）ごみ排出の状況

・ごみ総排出量	4,274 万トン	（前年度 4,273 万トン）	［ 0.02 ％ 増 ］
・１人１日当たりのごみ排出量	918 グラム	（前年度 919 グラム）	［ 0.03 ％ 減 ］

（２）ごみ処理の状況

・最終処分量	380 万トン	（前年度 384 万トン）	［ 1.1 ％ 減 ］
・減量処理率	99.0 ％	（前年度 98.9 ％）	
・直接埋立率	1.0 ％	（前年度 1.1 ％）	
・総資源化量	840 万トン	（前年度 854 万トン）	［ 1.7 ％ 減 ］
・リサイクル率	19.6 ％	（前年度 19.9 ％）	

２．ごみ焼却施設の状況

（令和元年度末現在）

・施設数	1,067 施設	（前年度 1,082 施設）	［ 1.4 ％ 減 ］
・処理能力	176,707 トン/日	（前年度 178,336 トン/日）	
・１施設当たりの処理能力	166 トン/日	（前年度 165 トン/日）	
・余熱利用を行う施設数	740 施設	（前年度 748 施設）	
・発電設備を有する施設数	384 施設	（前年度 379 施設）（全体の 36.0％）	
・総発電能力	2,078 MW	（前年度 2,069 MW）	［ 0.4 ％ 増 ］
・総発電電力量	9,981 GWh	（前年度 9,553 GWh）	［ 4.5 ％ 増 ］

（約 336 万世帯分の年間電力使用量に相当）

３．最終処分場の状況

（令和元年度末現在）

・残余容量	9 万 9507 m^3	（前年度 1 億 134 万m^3）	［ 1.8 ％ 減 ］
・残余年数	21.4 年	（前年度 21.6 年）	

４．廃棄物処理事業経費の状況 (注1)

・ごみ処理事業経費	20,885 億円	（前年度 20,910 億円）
うち		
建設改良費	4,150 億円	（前年度 4,238 億円）
処理・維持管理費	15,518 億円	（前年度 15,331 億円）

（注 1）平成 23 年度以降は、国庫補助金交付要綱の適用を受けた災害廃棄物処理に係る経費を除くが、平成 22 年度では当該経費が含まれる。

５．３Ｒの取組のベスト３ (注2)

	人口10万人未満	人口10万人以上 50万人未満	人口50万人以上
リデュース （1人1日当たりの ごみ排出量） 全国： 918 g/人日	1. 長野県 川上村 294.9 ｸﾞﾗﾑ/人日 2. 長野県 南牧村 320.0 ｸﾞﾗﾑ/人日 3. 徳島県 神山町 328.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 東京都 小金井市 609.4 ｸﾞﾗﾑ/人日 2. 静岡県 掛川市 627.2 ｸﾞﾗﾑ/人日 3. 東京都 日野市 646.3 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 東京都 八王子市 770.1 ｸﾞﾗﾑ/人日 2. 愛媛県 松山市 773.1 ｸﾞﾗﾑ/人日 3. 神奈川県 川崎市 804.2 ｸﾞﾗﾑ/人日
リサイクル （リサイクル率 (注3)）	1. 鹿児島県 大崎町 82.6 % 2. 徳島県 上勝町 80.8 % 3. 北海道 豊浦町 76.4 %	1. 神奈川県 鎌倉市 52.1 % 2. 東京都 小金井市 50.0 % 3. 岡山県 倉敷市 46.0 %	1. 千葉県 千葉市 30.1 % 2. 福岡県 北九州市 26.7 % 3. 東京都 八王子市 25.8 %
エネルギー回収 （ごみ処理量当たりの 発電電力量） 全国： 292 kWh/トン	1. 大阪府 東大阪都市清掃施設組合（第五工場） 727 kWh/トン 2. 埼玉県 東埼玉資源環境組合（第二工場ごみ処理施設） 705 kWh/トン 3. 兵庫県 神戸市（港島クリーンセンター） 691 kWh/トン		

（注 2）令和元年度中に国庫補助金交付要綱の適用を受けて災害廃棄物を処理した市区町村及び、福島第一原子力発電所の事故による福島県内の帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に係る町村は除外している。また、平成 24 年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。

（注 3）中間処理後再生利用量から固形燃料（RDF、RPF）、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等へ直接投入、飛灰の山元還元された量を差し引き、リサイクル率を算出

添付資料

一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和元年度）について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/115966.pdf

◇令和元年度海洋ごみ調査の結果について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/108800.html

環境省では、令和元年度に、全国10カ所の海岸において漂着ごみ調査等を行い、各地点における漂着ごみの量や種類等を調べました。また、東京湾、石狩湾及び玄界灘並びに我が国周辺の沖合海域における漂流及び海底ごみの調査を行いました。さらに、近年、海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについて調査を行い、その結果をまとめました。

１．概要

環境省では、平成22年度から海岸等にある漂着ごみ、平成26年度から海面に浮遊する漂流ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）に関して、量や種類等の調査（サンプル調査）を行っています。

漂着ごみに関しては、10地点（稚内、函館、深浦、羽咋、八丈、淡路、高知、松江、下関、奄美）を対象に同様の調査を行いました。

また、漂流ごみ及び海底ごみに関しては、令和元年度は、東京湾、石狩湾及び玄界灘を対象に、プラスチック類等の人工物を中心に量や種類等の調査を行うとともに、沖合海域等において、量や種類等の調査を行いました。

さらに、近年、海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチック※１に関する調査等を行いました。

※１　マイクロプラスチック：微細なプラスチック類（５㎜以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

２．調査結果

（１）漂着ごみの実態調査

①各海岸における漂着ごみのモニタリング調査

平成30年度までの調査対象地点の一部を含む10地点において、漂着ごみの量や種類等を調査しました。

漂着ごみの割合は、容積ベースでは、深浦、稚内及び高知を除き、自然物よりも人工物の割合が高い結果となりました。人工物の割合は、プラスチック類の割合が高い地点が多い結果となりました（別添1-1)。プラスチック類の主なものとしては、漁網・ロープ、飲料用ボトル等がありました。

重量ベースでは、函館、羽咋、八丈、高知、松江、下関及び奄美で人工物の割合が高く、また、稚内、深浦及び淡路で自然物の割合が高い結果となりました。人工物の割合は、プラスチック類の割合が高い地点が多い結果となりました（別添1-2)。プラスチック類の主なものとしては、漁網・ロープ、飲料用ボトル等がありました。

個数ベースでは、全ての地点で人工物が多く、７地点で9割以上を占める結果となりました。人工物の割合は、全ての地点でプラスチック類の割合が高く（別添1-3)、プラスチック類の主なものとしては、飲料用ボトル、漁網・ロープ、ポリ袋等がありました。

また、各調査地点で回収されたペットボトルを言語表記別に分類した結果、言語が不明なものを除くと、羽咋、松江、下関及び奄美では外国語表記の割合が６割以上を占めました。一方、淡路、高知では日本語表記が５割以上を占める結果となりました（別添1-4)。

②全国的な漂着ごみの回収量等のとりまとめ

地方公共団体、民間団体等において平成30年度に回収された漂着ごみ（自然物を含む）の量を取りまとめたところ、約3.2万トン（平成29年度は約5.5万トン）となりました。

（２）漂流ごみの目視観測調査

①沿岸海域における漂流ごみの実態調査

沿岸海域における漂流ごみの目視観測調査は、東京湾、石狩湾及び玄界灘において実施し、漂流ごみの量や種類等を調査しました（別添1-5)。

発見された漂流ごみ（計1,894個）のうち人工物は約49%（923個）を占めました。玄界灘の測線５において、発泡スチロール破片（1cm以下）の密集した塊が10回以上観測されました。周辺の風や海況等の条件から、測線５付近は潮目になっていた可能性が高く、過去の出水等で海上に流出した漂流物が集積していたと推測されます。東京湾や玄界灘では、湾奥部に比べ、湾口部や湾央部の漂流ごみが比較的多い結果となりました。(別添1-6)。

②沖合海域における漂流ごみの実態調査

沖合海域における漂流ごみの目視観測調査は、東京海洋大学、北海道大学、長崎大学及び鹿児島大学の練習船の協力を得て実施しました。

日本周辺海域から、日本の南方海域・東方海域まで、目視観測による漂流ごみの量や種類等を調査しました。

その結果、レジ袋は、北海道東方海域で分布密度が高い地点があったほか、東シナ海、北九州周辺海域、津軽海峡の出口付近でも分布密度の高い場所がある結果となりました。発泡スチロールは東シナ海の分布密度が高い結果となりました（別添1-7)。

（３）海底ごみの回収調査

①沿岸海域における海底ごみの実態調査

沿岸海域における海底ごみの実態調査は、東京湾、石狩湾及び玄界灘において、合計11の漁業協同組合の協力を得て実施し、海底ごみを回収し、このうち人工物についてその重量や個数等を調査しました（別添1-8)。

その結果、容積ベースでは、小樽銭函沖を除いた調査地点において、プラスチック類の占める割合が高い結果となりました（別添1-9)。プラスチック類の主なものとしては、漁網・ロープ、ポリ袋、飲料用ボトル等がありました。

②沖合海域における海底ごみの実態調査

沖合海域における海底ごみの実態調査は、東京海洋大学、北海道大学、長崎大学及び鹿児島大学の練習船の協力を得て実施しました。

東シナ海、大洗沖、日高沖において、トロール網を用いた調査を行い、海底ごみを回収し、その重量や個数等を調査しました。

海底ごみの割合は、重量ベースでは、人工物の占める割合が大洗沖で94%、東シナ海で75%と高かった一方、日高沖では自然物が占める割合が77%という結果となりました。人工物の中では東シナ海では金属類が高く、大洗沖及び日高沖ではプ

ラスチック類の割合が高い結果となりました。採取された海底ごみの単位面積（km2）当たりの重量は、東シナ海では０～1.6kg個、大洗沖では0.7～0.9kg個、日高沖では38～123kg個という結果となりました（別添1-10）。

（４）マイクロプラスチックに関する調査

①沿岸海域におけるマイクロプラスチックの調査

沿岸海域（東京湾、石狩湾及び玄界灘）における漂流ごみの目視観測調査に併せ、これら海域の計18地点において、ニューストンネット（表層を浮遊するプランクトン等の採集に用いるネット）を用いてマイクロプラスチックを採集し、個数を計測しました。

各調査地点でマイクロプラスチックの海中密度を算出したところ、0.10～2.91個／㎥となり、平成27年度から実施した調査結果の最大値（64.15個／㎥）の範囲内となりました（別添１-11）。

②沖合海域におけるマイクロプラスチックの調査

沖合海域における漂流ごみの目視観測調査に併せ、本州・四国・九州周辺の沖合海域及び南方海域において、ニューストンネットを用いて、合計134地点においてマイクロプラスチックを採集し、個数を計測しました。

その結果、平成26年度以降の調査結果と合わせると、北陸から東北沖の日本海北部に多く、山陰西部沖、九州・四国の太平洋岸、津軽海峡から三陸沖にも高濃度の海域が見られました（別添1-12）。

③マイクロプラスチックに含まれる有害物質（POPs）の調査

漂着ごみ・漂流ごみ調査の一環として、海岸10地点、海上４地点で採集したマイクロプラスチックについて、残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）※２に関する分析を行いました。

POPsのうち、漂流中に表面に吸着すると考えられるポリ塩化ビフェニル（PCB）については、マイクロプラスチック１g当たり3.0ng～48ngで、昨年度の調査結果（1.7ng～339ng）の範囲内でした。また、過去に製造された製品中に添加されていたと考えられるポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）については、マイクロプラスチック１g当たり最大で883ng（平成28年度調査では最大2,489.7ng）であった（別添1-13）。

※２　残留性有機汚染物質（POPs）：難分解性及び生物蓄積性を有し、国境を越えて長距離を移動して環境汚染を引き起こすおそれがある物質として、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の下で、我が国では製造・使用が原則禁止されています。

（５）廃ポリタンクに関する調査

北海道から沖縄県にわたる19都府県の海岸で総計13,821個※３が確認されました。文字が確認できた廃ポリタンクは７割強（10,038個）で、そのうち、韓国語標記のものが7,989個、中国語表記のものが549個でした（別添２）。

※３　本調査は道府県からの情報提供を基に環境省が取りまとめたものであり、道府県ごとに調査方法が異なっています。

添付資料

（別添１）令和元年度海洋ごみ調査の結果について　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/116000.pdf

（別添２）平成31年度廃ポリタンク漂着状況　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115969.pdf

****

[10] ***温暖化対策関係***

◇2019 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109430.html

令和３年３月29日に、「地球温暖化対策推進本部」を持ち回りにより開催し、「2019年度における地球温暖化対策計画の進捗状況」を取りまとめました。

１．今回の点検について

2019年度における「地球温暖化対策計画」（平成28年５月13日閣議決定。以下「計画」という。）に掲げられた対策・施策の進捗状況の点検は、計画に定める進捗管理の方法に基づき実施し、地球温暖化対策推進本部として取りまとめるものです。

２．対策・施策の進捗状況

計画に掲げられた各対策・施策について、2030年度の目標水準や見込み等に照らした実績等は以下のとおりでした。

① 低炭素社会実行計画の実施（業種数：115）

Ａ．　実績が目標水準を上回る　　55業種

Ｂ．　実績が基準年度比/BAU比で削減しているが、目標水準を下回る　　52業種

Ｃ．　実績が目標水準を下回り、かつ、基準年度比/BAU比で増加　４業種
Ｄ．　データ未集計（新規策定・目標水準変更・集計方法の見直し等）　　３業種
Ｅ．　目標未設定　１業種
② ①以外の対策・施策（対策・施策数：110）
Ａ．このまま取組を続ければ目標水準を上回ると考えられる対策のうち、実績が既に目標水準を上回るもの　　15件
Ｂ．このまま取組を続ければ目標水準を上回ると考えられる対策（Ａ．を除く）　　16件
Ｃ．このまま取組を続ければ目標水準と同等程度になると考えられる対策　48件
Ｄ．取組がこのままの場合には目標水準を下回ると考えられる対策　　25件
Ｅ．その他定量的なデータが得られないもの等６件
（参考）我が国の2019年度における温室効果ガスの総排出量（速報値）
　我が国の温室効果ガスの総排出量は、2019年度速報値で、約12億1,300万トン（二酸化炭素換算）であり、前年度比で2.7%減少、2013年度比で14.0%減少、2005年度比で12.2%減少しました。
　2019年度の排出量が前年度の排出量と比べて減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（製造業における生産量減少等）や、電力の低炭素化（再エネ拡大）に伴う電力由来のCO2排出量の減少等が挙げられます。
３．今後について
今回の点検を踏まえ、今後、以下の取組などを進めます。
① 計画の目標達成に向けては、毎年度の温室効果ガス排出量や今回の点検結果も踏まえ、同計画に掲げられた対策・施策を一層推進していく。
② 計画の進捗状況については、毎年度の温室効果ガス排出量や今回の点検結果も踏まえながら、引き続き、厳格な点検を行う。
③ 現在、計画策定時からの状況変化等も踏まえ、計画の規定に基づき中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合等において検討を進めている。①に基づく充実強化等や②に基づく精査の結果等を含めたこれまでの点検の結果を加え、計画の見直しを行っていく。
添付資料
2019年度における地球温暖化対策計画の進捗状況　　https://www.env.go.jp/press/2019_39/115897.pdf
参考資料　　https://www.env.go.jp/press/2019_39/115883.pdf

◇「気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書」の取りまとめについて
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109412.html
「気候変動適応推進会議」において、令和元年度に実施した施策のフォローアップを行い、「気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書」として取りまとめました。
１．背景
　気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減するため、適応策を推進することが重要です。政府においては、平成 30 年６月に公布、同年 12 月に施行された「気候変動適応法」及び同法に基づく「気候変動適応計画（平成 30 年 11 月 27 日閣議決定）」に基づき、関係府省庁において、総合的かつ計画的に適応の取組を進めています。
　今般、「気候変動適応計画」を踏まえて、「気候変動適応推進会議」において、令和元年度に実施した施策のフォローアップを行い、「気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書」として取りまとめました。なお、本フォローアップでは平成 31 年度・令和元年度について、改元日以前も含め、当年度全体を通じて「令和元年度」としております。
２．報告書の概要
（１）フォローアップの結果概要
　適応計画の７分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）と基盤的施策について、全施策を 58 施策群に分類し、各府省庁においてそれぞれの施策群の個票を作成することで、令和元年度に実施した全施策の進捗状況を把握しました。
　その一環として、各府省庁により 58 の施策群すべてで施策の進捗状況を把握するための指標が設定され、施策群ごとにその実施状況を点検したところ、全ての施策群において一定の進捗を確認できました。

（２）今後の課題と方向性

今般、これまでの３回のフォローアップ報告書を踏まえて、適応計画のフォローアップ作業を行いました。フォローアップ報告書の策定・公表は、各府省庁において適応計画の施策の進捗状況を自ら把握し、必要に応じて施策の見直しに活用していく機会にするとともに、国民に情報提供をする上で有効に機能するものと考えられます。

また、気候変動適応法第９条では、政府は気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況を的確に把握・評価する手法の開発に努めるものとされています。今後適応策の評価方法や指標に関する調査研究を進めること等により、我が国にとって適切な適応策の進捗状況を把握・評価する手法や指標について検討を深め、令和３年度に予定している、気候変動適応法第 10 条に定める気候変動適応計画の変更に反映させる予定です。

※「気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書」は、次のウェブサイトにおいて掲載しております。

http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html

◇「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」～日本において再エネを活用する企業のためのスコープ２ガイダンスへの対応～を改定しました

＜経済産業省　2021 年 3 月 31 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210331007/20210331007.html?from=mj

****

[11] ***環境安全関係***

◇「生物季節観測」の発展的な活用に向けた試行調査の開始について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109419.html

生態環境の変化や気候変動の生態系への影響把握、身近な生物の観察を通じた四季の変化や生物への関心を高める活動等、「生物季節観測」の発展的な活用に向けて、気象庁、環境省、国立環境研究所が連携した試行的な調査を開始します。

本年１月より、気象庁は、「生物季節観測」の対象種目を変更しました。観測対象外となった種目についても、①生態環境の変化や気候変動が生態系に与える影響の調査等に有用な基礎資料である観点、②生物を通じて四季を感じる文化的な価値がある等の観点から、気象庁、環境省、国立環境研究所では、継続的な観測のための調査枠組について、関係する団体と意見交換を重ねながら検討を行ってきました。

今後の調査枠組においては、①の観点からはこれまでの観測データとの継続性を保った調査（以下、「調査員調査」）が、②の観点からは広く一般の方まで参加いただく調査（以下、「市民参加型調査」）がそれぞれ求められます。

今般、効果的な調査枠組の設計や運営課題を抽出するために、まずは「市民参加型調査」につながる試行調査を開始することとしました。関係する団体から一定の専門性を有する方々に御協力頂く形で、３月 31 日より、環境省生物多様性センターが運営する生物の情報を収集・提供するシステム「いきものログ」を用いて、初鳴き等の情報収集を開始します。

また、「市民参加型調査」につながる試行調査の進捗も踏まえながら、試行期間中に、国立環境研究所が中心となって、約 70 年の観測データの継続性の観点を重視した「調査員調査」につながる試行調査も立ち上げる予定です。

気象庁、環境省、国立環境研究所では、これら試行調査の結果を踏まえて、効果的な調査枠組の検討を進めていく予定です。

◇（仮称）宗谷岬風力発電事業更新計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109401.html

---

◇（仮称）須賀川・玉川風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109360.html

---

◇（仮称）苓北風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109408.html

****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（レジリエンス強化型 ZEB 実証事業）の公募開始について
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109445.html
---

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO2 促進事業））の３次公募開始について
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109418.html
---

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省 CO2 独立型施設支援事業」の公募開始について
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109402.html
---

◇令和 2 年度三次補正革新的な省 CO2 型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業の一次公募開始について
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109344.html
---

◇「創発的研究支援事業」の令和 3 年度の公募が 4 月 1 日に始まります(3/30 掲載)
＜文部科学省　2021 年 3 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af15acwRn6l25obE

◇「日本国 JCM 実施要綱（改定案)」に対する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109423.html
---

◇水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（第 2 次報告案）に関する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2021 年 3 月 23 日＞　http://www.env.go.jp/press/109335.html

[公募結果、意見募集結果]

◇「医薬部外品原料規格 2006 を改正する件（案）について」に関する御意見の募集結果について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 25 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200185&Mode=1

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」（農薬等（オキサゾスルフィル等 6 品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200339&Mode=1

◇「令和 3 年度輸入食品監視指導計画（案)」に関する意見の募集について寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200382&Mode=1

◇「水道水の農薬類の目標値の改正案」に関する御意見の募集結果について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200404&Mode=1

◇水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200092&Mode=1

◇自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を一部改正する件（案）に対する意見の募集結果について
＜環境省　2021 年 3 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200094&Mode=1

◇「第 9 次水質総量削減の在り方について（答申）」及び意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/109379.html

◇「第 9 次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 25 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200098&Mode=1

◇「「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて（案）」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画（案）」についての意見・情報の募集」の結果について
＜農林水産省　2021 年 3 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003271&Mode=1

[調査結果]

◇環境測定分析統一精度管理調査に関する令和２年度調査結果の取りまとめについて
＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109365.html
環境省では、環境測定分析の信頼性の確保及び精度の向上等を目的として、環境測定分析統一精度管理調査を実施しています。今般、令和２年度環境測定分析検討会において、令和２年度の調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。
＜令和２年度調査結果の概要＞
（１）調査項目
(a) 基本精度管理調査
【模擬排水試料（一般項目等)】
COD、BOD、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素及びアンモニア性窒素
(b) 高等精度管理調査
【模擬水質試料（農薬)】
＜詳細項目＞　シマジン、イソプロチオラン、フェノブカルブ及びフィプロニル
＜参照項目＞　アセタミプリド、クロチアニジン及びジノテフラン
【模擬大気試料】
＜詳細項目＞　ニッケル、亜鉛、鉄、鉛及びアルミニウム
＜参照項目＞　マンガン、銅、カルシウム、ナトリウム及びカリウム
（２）参加分析機関数
公的機関137、民間機関367、計504機関
（３）分析・調査結果
(a) 基本精度管理調査
【模擬排水試料（一般項目等)】
室間精度CV（※）はBOD（20.7%）を除いて2.79～6.68%と良好でした。
BODについては、過去の調査結果での傾向と同様に、市販の植種菌製剤の結果はそれ以外の結果と比べて低値となっていました。
(b) 高等精度管理調査
【模擬水質試料（農薬)】
詳細項目については、室間精度CVは13.2～16.6%と、過去の調査時と比較して、改善若しくは同等となっていました。

参照項目については、室間精度CVはジノテフラン（21.4%）が若干大きな値であったものの、それ以外は13.8～16.4%と詳細項目と比較して遜色のないものでした。
【模擬大気試料】
詳細項目については、室間精度CVは亜鉛（16.6%）を除いて、3.60～4.28%と良好でした。亜鉛においては、操作過程における汚染に由来する応答値を下げる取組を行うこと、測定条件の最適化を行うことの２点が課題として挙げられました。
参照項目については、室間精度CVはカルシウム（33.6%）を除いて、3.90～6.73%と全体的には概ね良好でした。カルシウムにおいては、試料中に共存する別の元素からの応答値について対策を行うことが課題として挙げられました。
※「室間精度CV」は、参加分析機関間のばらつきを表す変動係数を示す。
（４）その他(指摘事項等)
計算違い、記載ミスや日常的な装置の点検などを実施すれば防げると思われるケースが散見されました。
分析目的に合致した分析法と前処理法を適切に選択し、得られた測定値について慎重に確認することが非常に重要です。
また、計算間違いについては、報告前の確認が不十分であったことも一因であり、内部精度管理体制の整備の必要性が確認されました。
なお、調査結果については、測定分析統一精度管理調査ウェブサイトに掲載しています。
(https://www.env.go.jp/air/tech/seidokanri/report/index.html)
(参考) 環境測定分析統一精度管理調査の背景
我が国においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法令に基づいて、環境基準の設定や汚染状況の監視、工場・事業場に対する排出規制、公害防止・環境保全に係る国・地方の各種計画等の策定等、様々な施策が実施されています。
環境測定分析は、これらの法令の施行や制度・施策の実施のための基礎であり、地方自治体や民間の環境測定分析機関において測定分析に携わっている技術者がこれを支えています。
環境測定分析の方法は、法令等によって公定法として規定されています。しかし、試料の採取・保管・前処理から、測定分析機器・薬品等の管理・調整・操作に至るまで、公定法に規定されていない細部を含めて、測定分析に携わる技術者の技能・経験・考え方が、データの精度に大きな影響を及ぼします。
環境測定分析の精度が確保されなければ、上記の法令や制度・施策の実効性が損なわれ、環境行政への社会の信頼を揺るがす事態となります。また、誤った測定分析データにより適切な排出規制が行われず、適切な対策が講じられなかった場合には、それによって失われた環境の修復に多大な費用・労力と長い年月を要し、大きな社会的・経済的損失を招くこととなります。
こうした背景から、環境省では、「環境測定分析統一精度管理に関する調査」を毎年度継続して実施し、環境測定分析機関による測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図っています。
本調査は、最近では500前後の環境測定分析機関が参加する我が国でも有数規模の調査です。
また、長期的な計画に基づいて、幅広い試料や項目を対象とするとともに、試料ごとに統計的な分析・評価を行い、その評価結果などについても明らかにしています。
調査結果については毎年度「調査結果説明会」等を開催し、分析上の留意点や分析結果に関して分析機関に技術的な問題点等をフィードバックしています。
またウェブサイトにおいても、環境測定分析の精度向上に資する情報などを提供しています。
(https://www.env.go.jp/air/tech/seidokanri/index.html)

◇環境省データマネジメントポリシーの策定について
＜環境省　2021年3月30日＞　https://www.env.go.jp/press/109431.html
　環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなど、データマネジメント※１を推進することを目的とした「環境省データマネジメントポリシー」を中央官庁で初めて策定しました。
１．背景・目的
　政府内外におけるデータの利活用を促進するため、行政保有データのオープンデータ化に対する要望は高まりつつあり、その実現のためのデータマネジメントの重要性が認識されています。
　こうした状況の下、デジタルガバメント実行計画（令和２年12月25日閣議決定）において、政府全体での行政保有データのオープン化やデータ連携の推進方針が定められ、政府におけるデータマネジメントの先駆的な取組として「環境省デ

ータマネジメントポリシー」を策定することが示され、今回中央官庁として初めて策定したものであります。
　今後環境省では、同ポリシーに定められた推進体制の下、環境省の保有するデータの品質向上やオープンデータ化を進めてまいります。
２．概要
「環境省データマネジメントポリシー」では以下の方針を定めます。
（１）データの品質を向上させるための計画の策定
　データの品質や管理状況を把握し、システム改修や業務改善を含む改善計画を策定します。
（２）データ利活用を可能にするための基盤の構築
　環境情報に関するデータの公開方法等について整理を行い、データ分析のための基盤を構築します。
（３）データマネジメントを推進するための体制等の確立
　CDO（データマネジメント責任者）をトップとした、データマネジメント推進に向けた体制を確立します。
（４）データ流通の活性化
　環境省及び企業・国民等においてデータの利活用を推進するとともに、ワンスオンリー※２ 、コネクテッド・ワンストップ※３といったデータを活用した行政サービス改革を実現します。
　また、環境情報に関するオープンデータ化、データに基づいた政策形成（ＥＢＰＭ）を目指します。
※１　データを情報資産として捉え、ビジネスや政策に活かすことができる状態を維持、さらに進化させていくための組織的、継続的な活動
※２　行政機関に一度提出した情報を、他の行政機関にも連携して、再度提出することを不要とすること。
　　（例：１回書類を添付して申請したら。２回目以降は同じ内容の添付を不要とする。）
※３　民間サービスを含め、複数の手続・サービスを、１か所で完結できるようにすること。
　　（例：引っ越しの際の複数のサービスへの住所変更の届出を、１か所で完結する。）
添付資料
環境省データマネジメントポリシーについて（概要）
　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115990.pdf
環境省データマネジメントポリシー（本文）
　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115992.pdf
（参考）デジタルガバメント実行計画抜粋
　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115993.pdf

◇令和２年度「食育に関する意識調査」の結果を公表します
～新型コロナウイルス感染症の拡大で、特に若い世代の食生活に変化～
＜農林水産省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/210331.html
----
◇「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について
＜文部科学省　2021 年 3 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af13acwRaIguzBbF
****
[13] *その他省庁発表*
◇「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中教審第 228 号）　【令和 3 年 3 月 30 日更新】
＜文部科学省　2021 年 3 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af13acwRaIguzBbH

◇「第 5 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画」の公表について
＜文部科学省　2021 年 3 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af15acwRn6l25obH
****
[14] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]

・中央環境審議会循環型社会部会（第 37 回）の開催について　　４月６日

＜環境省　2021 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/109351.html

（１）2050 年 CN に向けた廃棄物分野の脱炭素対策について

（２）その他（報告事項）

[開催記録、報告、資料等]

・令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書の公表について

＜環境省　2021 年 3 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109456.html

＜経済産業省　2021 年 3 月 31 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210331014/20210331014.html?from=mj

********** 以上 **********